

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	安全キャビネット保守点検業務委託	07 医療・理 化学機器保 守等	株式会社日立産機シ テム	370,700	R5.12.8	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業 委託(その9)	13 その他代 行	社会医療法人 清翠会	単価契約8,450 円外	R5.12.11	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
3	精神障がい者地域生活移行推進事業業務 委託契約(R5-4)(概算契約)	13その他代 行	特定非営利活動法人 精神障害者支援の会 ヒット	381,612	R5.12.20	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
4	精神障がい者地域生活移行推進事業業務 委託契約(R5-5)(概算契約)	13その他代 行	社会福祉法人 ふれあ い共生会	381,612	R5.12.20	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
5	安土町複合施設(保健所) 消火用スプリン クラーポンプ配管漏水緊急修繕	01 建物等各 種施設管理	平和興業株式会社	73,700	R5.12.21	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号	別紙のとおり	-
6	中央卸売市場食品衛生検査所外3か所にお ける水銀等産業廃棄物収集運搬業務委託	01 建物等各 種施設管理	興隆産業株式会社	121,000	R5.12.21	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
7	中央卸売市場食品衛生検査所外3か所にお ける水銀等産業廃棄物処分業務委託	01 建物等各 種施設管理	野村興産株式会社	139,150	R5.12.21	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
8	大阪市保健所(あべのメディックス・船場セン タービル)電話回線移設等業務委託	13 その他代 行	KOSネットワーク株式会 社	240,350	R5.12.28	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

安全キャビネット保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立産機システム 関西支社

3 随意契約理由

安全キャビネットについては、感染拡大する新型コロナウイルス感染症の検査需要に対応するため、保健衛生検査所に設置したものであるが、令和4年10月までに本市検査場を順次閉鎖したことから、令和4年9月13日の検査を以って当該機器の使用を終了している。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが令和5年5月8日に5類へ移行し、他の疾病との公平性の観点から検査の公費負担は終了となり、特段の事情がない限り検査場を開設し当該機器による新型コロナウイルス感染症の行政検査を再開する予定はないが、5類へ完全移行するまで体制の維持は必要である。

また、厚生労働省においては、5類移行後も引き続き、重症化リスクが高い者が多い医療機関、高齢者施設等での陽性者発生時の周囲の者への検査や従事者の集中的検査は行政検査として継続することが示されており、新たな変異株の流行等に対する検査体制の備えは必要である。

以上のことから、厚生労働省が策定した「検査施設における病原体等検査の業務管理要領」に即して保健衛生検査所が策定する検査機器保守管理標準作業書に基づき、対象機器にかかる年に1回の業者による保守点検を実施し、当該機器の精度保持を行う。

なお、本機は株式会社日立産機システムが製造した製品であり、性能を保証する観点から製造元での保守点検の推奨が明記されている。そのため、他の業者で点検作業を行い、修理や部品交換が必要となった場合、製造元以外の業者では修理が行えず、製造元からの部品の提供も受けられないことから、製造元と特名随意契約を締結し、メーカーサービスによる保守点検業務を実施する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（疫学調査等チーム） 電話：06-6647-0769

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業委託（その9）

2 契約の相手方

社会医療法人 清翠会 理事長 牧 泰彦

3 随意契約理由（選定理由）

本件は、難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第1項第3号に基づき、対象患者等からの申請に基づき、対象患者が現に利用している又は利用する予定の訪問看護ステーション等医療機関に訪問看護を委託するものであり、その性質から競争入札に適さないため、当該契約相手方と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局保健所管理課（保健事業グループ）（電話：06-6647-0923）

随意契約理由書

1 案件名称 精神障がい者地域生活移行推進事業業務委託（R 5－4）（概算契約）

2 契約の相手方 特定非営利活動法人 精神障害者支援の会 ヒット

3 随意契約理由

本業務は、長期入院者（支援対象者）の病状、生活状況、帰住先、退院後のニーズ等に応じて、その支援業務内容が変化し、画一的な業務内容を定めることができないため、競争入札に適さないものであり、また、業務の履行に際して多数の契約相手方が必要となるものである。よって、予め定めた募集要項に基づき選定を行った上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号

5 担当部署

健康局健康推進部こころの健康センター（電話 06-6922-8520）

随意契約理由書

1 案件名称 精神障がい者地域生活移行推進事業業務委託（R 5 - 5）（概算契約）

2 契約の相手方 社会福祉法人 ふれあい共生会

3 随意契約理由

本業務は、長期入院者（支援対象者）の病状、生活状況、帰住先、退院後のニーズ等に応じて、その支援業務内容が変化し、画一的な業務内容を定めることができないため、競争入札に適さないものであり、また、業務の履行に際して多数の契約相手方が必要となるものである。よって、予め定めた募集要項に基づき選定を行った上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号

5 担当部署

健康局健康推進部こころの健康センター（電話 06-6922-8520）

随意契約理由書

1 案件名称

安土町複合施設（保健所）消火用スプリンクラーポンプ配管漏水緊急修繕

2 契約の相手方

平和興業株式会社

3 随意契約理由

本案件により修繕を行う安土町複合施設（保健所）の消火用スプリンクラーポンプ配管は、消防用設備の一部であり、万一の火災発生に備え正常な状態を保つ必要がある。

今回の漏水はポンプと配管の接続箇所の劣化が要因であり、根本的に漏水を止めるには、漏水箇所の配管を取り換える必要がある。

漏水が続いたままでは、消火ポンプ自体が故障する恐れがあり、本来の目的である火災発生時にスプリンクラーが作動しないという最悪の事態を回避するために緊急修繕を行う必要がある。

緊急修繕を行うにあたり、上記業者は、当年度の消防設備点検の保守業者であることから、対象設備の構造を熟知しており、期間内で業務の履行が可能な業者であるため、特名により契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号：06-6647-0660）

随意契約理由書

1 案件名称

中央卸売市場食品衛生検査所外3か所における水銀等産業廃棄物収集運搬業務委託

2 契約の相手方

興隆産業株式会社

3 随意契約理由

健康局が本市市場施設内に設置している検査所においては、法令に基づき、市場内に搬入される食品や獣畜の検査を実施しており、これにより発生する廃棄試薬、廃液には、水銀を含んだものが存在し、今回これらの廃液等について処分を実施するものである。

本産業廃棄物処理における中間処理及び最終処分については、現時点で許可を有する者は全国でも野村興産株式会社しかいない。

野村興産株式会社の処理施設に廃棄物を搬入できる事業者のうち、本市の入札参加資格を有し、水銀含有特別管理産業廃棄物について排出地である大阪府（または市）及び処理施設所在地の北海道で収集運搬許可を有するのは興隆産業株式会社のみである。

よって、興隆産業株式会社と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局 健康推進部 生活衛生課（電話番号：06-6208-9993）

随意契約理由書

1 案件名称

中央卸売市場食品衛生検査所外3か所における水銀等産業廃棄物処分業務委託

2 契約の相手方

野村興産株式会社

3 随意契約理由

健康局が本市市場施設内に設置している検査所においては、法令に基づき、市場内に搬入される食品や獣畜の検査を実施しており、これにより発生する廃棄試薬、廃液には、水銀を含んだものが存在し、今回これらの廃液等について処分を実施するものである。

水銀を含有する廃液等の中間処理及び最終処分を行うことができる事業者について、産業廃棄物処理業者検索システムなどにより調査した結果、今回処分する廃液等を処理できる事業者は国内に野村興産株式会社しか存在しなかった。

そのため、本件委託について、野村興産株式会社と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局 健康推進部 生活衛生課（電話番号：06-6208-9993）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市保健所（あべのメディックス・船場センタービル）電話回線移設等業務委託

2 契約の相手方

KOS ネットワーク株式会社

3 随意契約理由

本案件はあべのメディックス及び船場センタービル内における大阪市保健所電話回線の移設、増設、撤去及び設定変更を行うものである。

現在設置している電話交換機は、上記業者が設置し保守点検を行っているため、本事業は上記業者以外では技術面の対応が不可能であり、上記業者以外が実施した場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明になり、著しい支障がでる恐れがあることから、本件業務を委託することとし、特名により契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号：06-6647-0696）